

第1章 総 則

1. 目 的

この基準は、水道法、水道法施行令及び施行規則、枕崎市給水条例等に基づき、給水装置工事に係る技術上の基準及び事務処理を定め、その適正な施行を確保することを目的とする。

2. 給水装置の定義

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。(法第3条第9項)

なお、給水管、直結する給水用具とは次のとおりである。

「給水管」とは、水道事業者の配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管、又は他の給水管から分岐して設けられた管をいう。

「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の給水用具をいい、ゴムホース等、容易に取外しの可能な状態で接続される給水用具は含まない。ビル等で水道水を貯水槽に受けて給水する場合には、配水管から分岐して設けられた給水管から貯水槽への注水口までが給水装置であり、貯水槽以下はこれに当たらない。

3. 給水装置の種類

給水装置は、次の2種とする。(給水条例第3条)

(1) 専用給水装置

1戸又は、1箇所専用するもの

(2) 私設消火栓

消防用に使用するもの。

4. 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

(1) 新設工事

新たに給水装置を設置する工事。

(2) 改造工事

給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形を変える工事。なお、これらの改造工事には、水道課が事業運営上必要として施行する工事で、配水管の新設及び移設等に伴い、給水管の付替もしくは布設替え等を行う工事のほか、メーター位置の変更及び給水装置の一部を井戸水へ切り替える場合等がある。

(3) 修繕工事

法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事。

※給水装置の軽微な変更(施行規則第13条)

法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)をいう。

(4) 撤去工事

給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事。

5. 給水義務と給水装置工事の施行

- (1) 給水装置工事は、指定工事事業者に施工させることができる。(給水条例第6条)
- (2) 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申し込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。(法第15条第1項)
- (3) 給水装置工事(修繕に係るものは除く。)又は、貯水槽以下装置工事を施行しようとする者は、あらかじめ管理者に届け出てその承認を受けなければならない。(給水条例第4条)
- (4) 管理者は、給水装置工事を施行しようとする者に対し、当該工事に関する利害関係者の同意書等の提出を求めることができる。(給水条例第6条第3項)
- (5) 給水装置工事の構造及び材質は、施行令第5条に規定する基準に適合していなければならない。
- (6) 配水管への取付口から市のメーターまでの間の給水装置の構造及び材質については、水道課が別に定める基準に適合していなければならない。

6. 給水装置工事における遵守事項

給水装置工事における遵守事項は、次のとおりである。

(1) 給水装置工事の申込

給水装置の新設及び増設、改造又は撤去若しくは修繕(以下これを「工事」という。)をしようとする者は、管理者の権限を行う市長の定めるところにより、あらかじめ管理者の権限を行う市長に申込み、その承認を受けなければならない。ただし、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りでない。(給水条例第4条)

(2) 工事費の負担

給水装置工事の費用は、当該工事を施行しようとする者の負担とする。(給水条例第5条)
ただし、管理者は、配水管の移設その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。この場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(給水条例第13条)

(3) 施工者

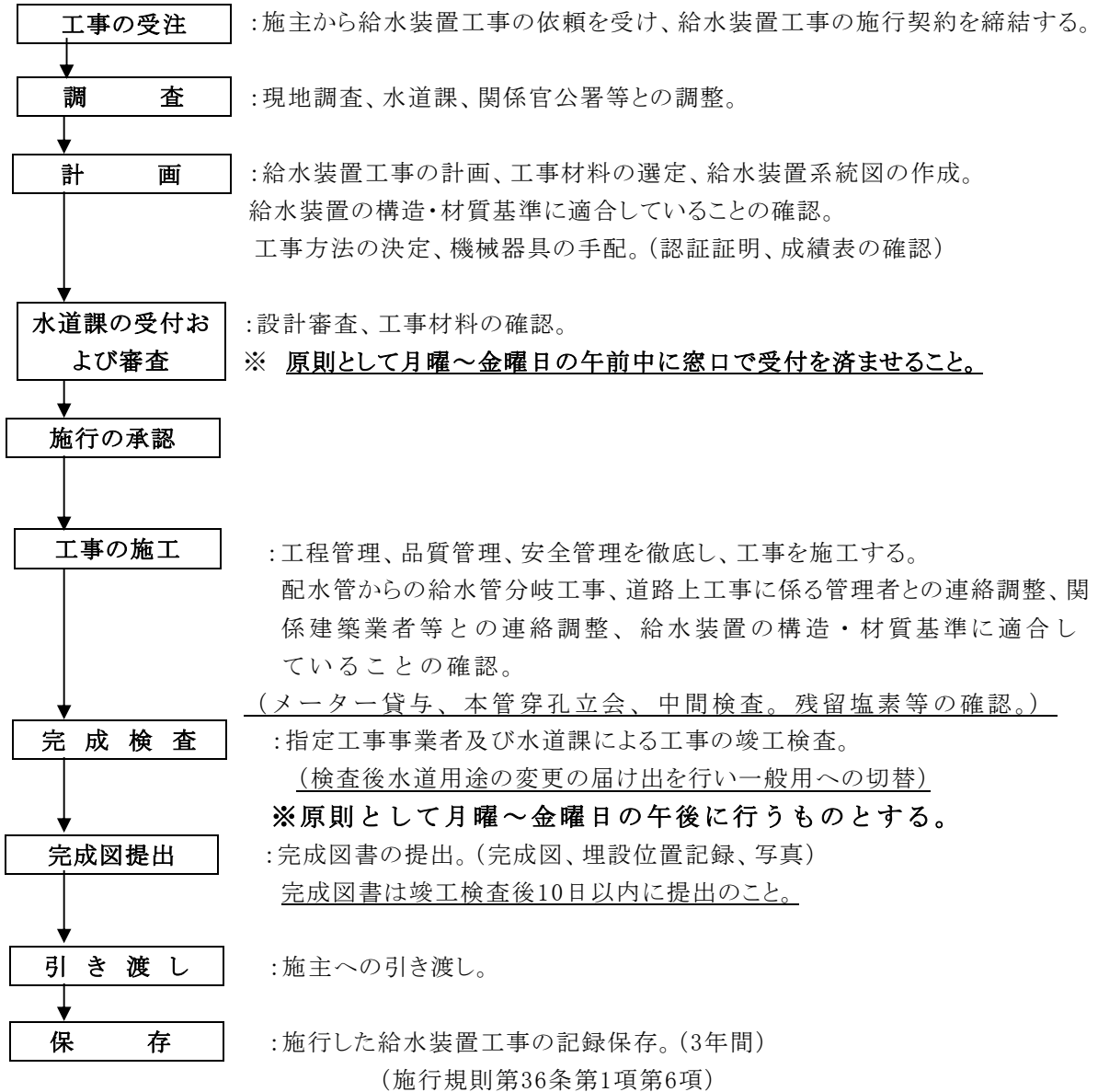
給水装置工事は、指定工事事業者に施工させることができる。(給水条例第6条)

(4) 構造及び材質

給水装置の構造及び材質は、施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していなければならない。このほか、配水管への取付口から市のメーターまでの間の給水装置の構造及び材質については、管理者が別に定める基準に適合していなければならない。

7. 給水装置工事の概要

指定工事事業者が施行する給水装置工事の全体的な流れは、次のとおりである。



8. 給水装置等の管理

- (1) 使用者又は所有者は、水が汚染し、又は漏水しないよう十分な注意をもって給水装置を管理し、水又は給水装置に異状が発生した場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。
(給水条例第23条)
- (2) 給水装置の使用者又は所有者は、市のメーターを常に清潔に保管し、市のメーターの設置・撤去・交換・点検又は修繕に支障を生じないように給水装置を常に適正に管理しなければならない。
(給水条例第20条)